

令和3年7月29日(木)午後2時

令和3年

滋賀県国民健康保険団体連合会

通常総会

滋賀県国民健康保険団体連合会

令和3年通常総会

開催日時 令和3年7月29日（木曜日） 午後2時開会

開催場所 大津市民会館 小ホール

出席者数（22人）

理事長	橋川 渉	草津市長
副理事長	野瀬 喜久男	甲良町長
副理事長	桂田 俊夫	
会員	三日月 大造	滋賀県知事（代）
	佐藤 健司	大津市長
	和田 裕行	彦根市長
	藤井 勇治	長浜市長
	小西 理	近江八幡市長
	小椋 正清	東近江市長
	宮本 和宏	守山市長
	柏木 進	野洲市長
	生田 邦夫	湖南市長
	岩永 裕貴	甲賀市長
	福井 正明	高島市長（代）
	平尾 道雄	米原市長
	野村 昌弘	栗東市長（代）
	堀江 和博	日野町長
	西田 秀治	竜王町長
	有村 国知	愛荘町長
	伊藤 定勉	豊郷町長
	久保 久良	多賀町長
	越智 真一	医師国保組合理事長

1. 議決事項

- | | |
|----------|---|
| 議案第 13 号 | 令和 2 年度滋賀県国民健康保険団体連合会事業報告の認定について |
| 議案第 14 号 | 令和 2 年度滋賀県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出決算認定について |
| 議案第 15 号 | 令和 2 年度滋賀県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算認定について |
| 議案第 16 号 | 令和 2 年度滋賀県国民健康保険団体連合会請求事務費特別会計歳入歳出決算認定について |
| 議案第 17 号 | 令和 2 年度滋賀県国民健康保険団体連合会職員退職給与金特別会計歳入歳出決算認定について |
| 議案第 18 号 | 令和 2 年度滋賀県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算認定について |
| 議案第 19 号 | 令和 2 年度滋賀県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算認定について |
| 議案第 20 号 | 令和 2 年度滋賀県国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償金支払特別会計歳入歳出決算認定について |
| 議案第 21 号 | 令和 2 年度滋賀県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算認定について |
| 議案第 22 号 | 令和 2 年度滋賀県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 議案第 23 号 | 令和 3 年度滋賀県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出第一回補正予算について |
| 議案第 24 号 | 令和 3 年度滋賀県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出第三回補正予算について |
| 議案第 25 号 | 令和 3 年度滋賀県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出第一回補正予算について |
| 議案第 26 号 | 令和 3 年度滋賀県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出第一回補正予算について |

- 議案第 27 号 令和 3 年度滋賀県国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償金支払特別会計歳入歳出第一回補正予算について
- 議案第 28 号 令和 3 年度滋賀県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出第一回補正予算について
- 議案第 29 号 令和 3 年度滋賀県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出第一回補正予算について
- 議案第 30 号 滋賀県国民健康保険団体連合会役員改選について

2. 報告事項

- 報告第 2 号 専決処分報告
- 報告第 3 号 滋賀県国民健康保険団体連合会財産目録

○開 会

午後 2 時開会

◇竹若局長 どうも皆さん、ありがとうございます。

日野町さんが、今こちらに向かわれているようでございますけれども、定刻となりましたので、只今から国保連合会の通常総会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、橋川理事長よりご挨拶を申し上げます。

◇橋川理事長 皆様こんにちは。国保連合会の通常総会を開催いたしましたところ、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また平素は、国保事業の運営につきまして、大変ご苦労、ご尽力をいただきており、さらには現在の新型コロナウイルス感染症についても、ワクチン接種などの対策に大変ご苦労いただいていることと存じます。

国保連合会におきましても、この間、保険者や行政機関からの要請に基づき、新型コロナウイルス感染症対策の支援を行ってまいりました。現在も、居住地外の分のワクチン接種費用の医療機関等への支払事務を実施しているところであり、今後も、本来業務である医療機関への診療報酬の審査支払や保健事業支援をしっかりと果たしながら、保険者の事務の軽減が図れるよう、可能な限り支援を行ってまいる所存でございます。

本日は、令和 2 年度事業報告、決算、令和 3 年度補正予算、さらには役員改選についてなど、重要な議案をご審議いただきます。

また、令和 6 年度更改予定の国保総合システムの次期更改等に係る国庫補助についてや、第 3 期中期経営計画についても説明をさせていただきます。

何とぞ慎重なるご審議を賜りますとともに、活発なるご意見を賜りますことをお願い申し上げ、簡単ではありますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◇竹若局長 どうもありがとうございます。

次に、本日の出席状況でございますが、国保連合会会員 21 名中、代理出席の方も含めまして全員の出席をいただいておりますので、本日の総会が成立することをご報告させていただきます。

続いて議長の選出でございますが、慣例によりまして橋川理事長にお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

◇竹若局長 ありがとうございます。それでは、橋川理事長よろしくお願ひ申し上げます。

◇橋川理事長 それでは、私が議長をさせていただきますので、よろしくお願ひを申し上げます。

まず、規約第17条の2及び第18条第2項により、本総会は公開とし、議事録も公表することをお伝えいたします。

次に、規約第18条の規定により、通常総会の議事録署名者を選出いたしたいと思いますが、議長から指名させていただいてよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

◇橋川理事長 それでは、私から指名させていただきます。

長浜市の藤井市長さんと野洲市の栢木市長さんのお二人にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議決事項

◇橋川理事長 それでは議事に入らせていただきます。

議案第13号、令和2年度事業報告の認定についてから、議案第22号、令和2年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの10議案は、いずれも関連いたしますので、一括審議いたしたいと思います。

順次、事務局の説明を求めます。なお、各議案につきましては、7月13日の理事会において総会附議事項として承認いただいていることを報告申し上げます。

それでは事務局、お願ひします。

◇岡田次長 それでは、議案第13号、令和2年度滋賀県国民健康保険団体連合会事業報告の認定についてでございます。令和2年度の事業の報告についてご報告を申し上げ、認定をいただくものでございます。

お手元の通常総会資料の資料ナンバー1をご覧いただきたいと存じます。こちらにつきましては、事業報告を概要版として取りまとめたものでございます。

失礼して、座って説明をさせていただきます。

まず、事業の実施の概要でございます。〔1〕本会の運営に関する事項でございます。会務の適正な運営を図るため、総会、理事会、監事會、国保主管課長会議等の開催と会計監査予備調査、監査法人による監査を実施したところでございます。

続いて、〔2〕でございます。国民健康保険制度の改善強化等、財政安定化対策の推進に関する事項でございます。（1）国保制度改善強化全国大会でございます。こちらにつきましては、コロナ禍のため、参加人数を絞った形で開催をされました。理事長職務代理者を中心に、陳情、要請活動を行ったところでございます。

（2）でございます。保険料（税）収納率の向上の対策でございます。イで、月間を設定したしまして、そして各メディアを使って啓発を行ったところでございます。令和2年度の収納率の状況でございますけれども、本頁の一番下でございます。95.60%ということで、対前年度プラス0.69ポイントという結果でございました。

続きまして、ページをおめくりいただきまして2ページでございます。〔3〕でございます。国保総合システムに関する事項でございます。こちらにつきましては、審査支払系のシステムだけでなく、保険者共同処理に係ります保険者サービス系や他制度の標準システムとのデータ連携をしていることから、工程表の進捗を注視しつつ、継続して国保中央会、全国の国保連合会と一体となってシステムの構築に取り組んでまいります。

〔4〕でございます。国民健康保険、そして後期高齢者医療の診療報酬等の審査支払に関する事項でございます。こちらにつきましては、（1）にございますように、審査委員会57人体制の下、画面審査システムを活用し、質の高い審査に取り組んだところでございます。その取扱状況でございますけれども、1つ目の丸の国民健康保険と2つ目の丸の後期高齢者医療を合わせまして約1,000万件の審査を行ったところでございます。

その審査の結果でございますけれども、3つ目の丸の原審査の状況でございます。令和2年4月審査から令和3年3月審査までの結果でございますけれども、査定が約7万2,000件、金額に直しますと約6億5,000万円ということでございまして、この結果については対前年度比プラス2.8%ということでございます。これを全国の状況で見てまいりますと、査定率に直しますと0.31%ということで、対前年度比プラス0.022ポイントという結果でございまして、全国3位という結果でございます。

その下の（2）被用者保険に係ります福祉医療費の取扱いの状況でございます。2行目ですけれども、令和3年4月診療分から支払基金へ移行することに対しまして、市町さんの支援を継続実施するために検討会に参画をいたしまして、基金から提供されます福祉医療費の給付データを用いて、引き続き請求事務費の支払い、資格の確認、福祉月報の作成等を行うよう、関係機関との調整、システムの準備を行ったところでございます。

3ページに参りまして、〔5〕でございます。こちらにつきましては、保険者共同事業

及び後期高齢者医療事務代行業務に関する事項でございます。（1）の風しんの追加対策事業につきましては、県から委託を受けまして、抗体検査、予防接種を実施する医療機関や健診実施機関からの請求支払を実施いたしました。また、19の市町さんからの委託によりまして、必要なクーポン券等の作成を行ったところでございます。

（7）でございますけれども、後期高齢者医療業務効率化の取組みでございます。こちらにつきましては、受託業務拡大の検討を行いました。広域連合さんと連携をいたしまして、新たな業務拡大に向け、積極的に取り組んだところでございます。

[6]でございます。こちらにつきましては、保健事業の推進でございます。（1）の③有識者等からなる保健事業支援・評価委員会を設置いたしまして、保険者における保健事業実施計画、データヘルス計画の策定実施・評価の支援をさせていただきました。また、併せて個別サポート事業といたしまして、評価委員会の結果の詳細な支援ということで、12の保険者に出向いて支援をさせていただいたところでございます。

⑤では、重複・頻回受診者等訪問指導事業を行いまして、適正な医療の受診及び医療費の適正化につなげることを目的に、重複・頻回受診者、重複服薬者に対して、保健師及び令和2年度から薬剤師によります訪問指導実施をしたところでございます。

ページをおめくりいただきまして4ページでございます。[7]でございます。特定健診・特定保健指導に関する事項でございます。受診率向上に向けた保険者さんへの支援として、テレビCM、受診勧奨に協力いただける在宅保健師の紹介等を行ったところでございます。令和2年度の特定健診の受診率でございますけれども、35.48%ということで、コロナ禍におきまして、健診につきましては集団健診の縮小・中止・延期等の影響もございまして、対前年度比マイナス5.97ポイントという結果でございました。これは、令和3年5月現在の数字ということでございますので、秋の法定報告までには若干数字は異動をする予定でございます。

そして、[9]でございますけれども、介護保険関係業務に関する事項でございます。こちらにつきましては、約200万件、約1,025億円の給付を行ったところでございます。

続いて、[10]でございます。障害者総合支援給付等の関係業務に関する事項でございます。こちらにつきましては、約32万件、約323億円の給付を行ったところでございます。

ページとびまして、最後の6ページでございます。[18]のその他に関する事項でご

ざいます。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症の関係でございます。上から3つ目の丸でございますけれども、診療報酬等の概算前払いがございます。新型コロナウイルス感染症の対応によりまして、資金調達が困難になりました保険医療機関等について、融資が実行されるまでの資金繰りを支援するため、概算の前払いを実施したところでございます。対象は12機関、総支払額が約3,000万円ということでございます。

2つ目が、緊急包括支援事業ということでございまして、県からの委託を受けまして、国の定める標準の業務、申請書の受付、そして医療機関への振り込みに加えまして、事業の周知・審査・問合せ対応等の業務に取り組んだところでございます。

そして一番下、最後でございますけれども、令和2年度、県内の10市町からの委託によりまして、新型コロナワクチン接種券の作成業務等を行ったところでございます。

以上でございます。

◇林課長 失礼いたします。議案第14号、令和2年度一般会計歳入歳出決算認定から議案第22号、令和2年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算認定までございます。資料の2-1でございます。概要を取りまとめておりますので、こちらでご説明をさせていただきたいと存じます。着座にて説明させていただきます。

まず、会計の概要でございます。国保連合会の会計につきましては、一般会計と8つの特別会計で構成されております。また、その勘定を大別しますと、大きく2種類でございます。1. として記載しておりますのが、保険者さんから頂きます手数料、負担金を財源として、医療機関等からの請求があった医療費の審査支払事務を行う6つの勘定でございます。

それからもう一つは、2. に記載しております医療費等の保険者負担分を医療機関等にお支払いをする16の勘定でございます。全9会計、22勘定、全ての歳入合計でございますが、令和2年度は約4,085億2,000万円、歳出につきましては約4,082億8,200万円と、対前年度比1.4%増となってございます。また、この額でございますが、令和2年度に実施いたしました新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業として、県内医療機関や介護施設等にお支払いをした支援金、慰労金分、約97億4,000万円が含まれたものでございます。この分を差し引きますと、歳入が約3,987億8,100万円、歳出が約3,985億4,300万円で、いずれも対前年度比が1.1%減というところでございます。また、歳入歳出差引額は約2億3,800万円でございます。

次に、(1) の事務執行を伴う6勘定の概要でございます。歳入合計につきましては約

132億5,000万円、歳出合計につきましては約130億7,400万円でございます。先ほどの新型コロナウイルス緊急包括支援事業について、この6つの勘定の中の一般会計で取り扱っておりますので、その分を先ほど同様差し引きますと、歳入が約35億1,000万円、対前年度比が5.2%の減、歳出が約33億3,400万円で、対前年度比5.9%減、差し引きですが約1億7,600万円ということでございました。

2ページのほうをご覧いただきたいと存じます。歳入歳出を前年度と比較をして、特に主な内容を記載させていただいておるものでございます。上段枠囲いのほうが歳入でございます。前年度と比べまして約1億9,200万円の減ということでございます。特に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、各種手数料が減少したということで、国保業務勘定の影響が大きく約5,800万円の減、後期については約1,700万円減少しましたということでございます。

この収入の減少に対応するために、歳出のほうにも少し記載をしておりますが、3つ目から5つ目のポツのところになりますが、人件費の減、それから会館積立や退職給付引当資産の凍結等により対応してまいったところでございます。また、一般負担金の増、新たな業務の実施による増というものがございます。

また、歳出につきましては約2億700万円の減でございまして、特に令和2年度は機器更改がなかったということで、その分が減少しているということでございます。

3ページのほうをお願いいたします。（2）で、各種支払勘定である残りの16の勘定についてでございます。歳入合計が約3,952億7,000万円、歳出合計が約3,952億900万円。いずれも対前年度比で1%減ということでございます。そして、その内訳でございます。国民健康保険の支払勘定でございますが、対前年度比で3.8%減、月平均で約77億円の支払いということでございました。特に、この減少でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大による入院の受け入れ制限や被保険者の医療機関への受診控えが主な原因であると考えております。

全国の医療費との比較でございますが、令和2年度医療費は全国で3.8%減、滋賀県においては3.7%減ということで、いずれも同様の減少傾向でございます。

また、2つ目の福祉医療費の支払勘定でございますが、前年度比11.5%減と大きな減少となっております。特に、子供の医療の減少幅が大きいという状況でございます。

それから、3番目の介護保険支払勘定でございます。こちらは対前年度比3.1%増加ということでございます。月平均で約87億円の支払いとなっております。受給者の増

加、そして令和元年度の消費増税に対する報酬改定の影響があるものと考えております。

また、4つ目の障害介護給付費支払勘定、それから5つ目の障害児給付費支払勘定についても、それぞれ増加しており、介護保険と同様の理由があるものと考えております。

また、6つ目でございますが、後期高齢者医療の支払勘定でございます。前年度と比較しますと2.8%減少ということで、月平均が約127億円の支払いとなってございます。全国の医療費との比較でございますが、全国では2.5%、滋賀県でも2.6%減ということで、国保と同様に減少という形になってございます。

それから、7番目、8番目ですが、特定健診・特定保健指導等、それから後期高齢者医療健診等費用の支払勘定でございますが、それぞれ対前年度比10%以上の減少ということでございます。新型コロナウイルス感染症の影響が大きいものと考えております。

今申し上げた数値については、資料2-2の総括表として、合計、会計別に掲載をさせていただいております。また、資料2-3の各会計決算状況には、各会計の項目別に記載をしております。後ほど、ご参照いただければと存じます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

◇橋川理事長 以上で説明は終わりました。ご審議いただく前に、去る7月2日に監査を受けておりますので、竜王町長の西田監事さんより監査報告をお願いします。

◇西田監事 監査結果報告を申し上げます。通常総会議案書200ページをご覧ください。

去る7月2日、国保連合会におきまして、栗東市の野村市長さんと私、竜王町長の西田が、令和2年度決算監査を実施いたしましたので、その結果につきまして報告をさせていただきます。

令和2年度における業務の概況を聴取し、会計を監査いたしましたところ、業務の運営については、努力の成果が認められ、会計処理も適正に処理され、会計諸帳簿及び証憑書類もまた整理良好と認めましたので、ここに報告をさせていただきます。

以上でございます。

◇橋川理事長 ありがとうございました。また、監査法人による監査を受けておりますので、監査室より報告させていただきます。

◇田中監査室長 事業・会計監査室長の田中と申します。

私のほうからは、監査法人によります、令和2年度決算に係る監査の結果について報告をさせていただきます。資料のほうにつきましては、通常総会議案書の201ページをご

覧願います。座って説明させていただきます。

去る6月14日から16日の3日間にわたり、監査法人による監査を受検しました。その結果が7月13日付で独立監査人の監査報告書として理事会宛てに提出されたところです。

202ページの上段、監査意見をご覧願います。当監査法人は財務書類が滋賀県国保連合会会計規則に準拠して、令和2年度の歳入歳出の状況及び同年度末の財産の状態を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めるとのご意見をいただきましたことをご報告申し上げ、事業・会計監査室からの報告に代えさせていただきます。

以上です。

◇橋川理事長 それでは、事業報告並びに各会計決算について、ご質問、ご意見はございませんか。

◇堀江日野町長 皆様、お疲れさまです。冒頭、遅参をいたしまして、大変失礼をいたしました。

私から1点でございまして、議案第13号の事業報告について、この小さな冊子でご報告をいただきました。まず、このコロナ禍におきましては、接種券の作成等、大変、事務局の皆様にはご尽力をいただいておりますことを、この場をお借りしまして感謝を申し上げる次第でございます。

1点だけでございまして、4ページの〔8〕調査及び研究に関する事項において、国民健康保険料の見直しということで、保険料につきましては昨年度から統一について様々な議論を経てきたと思います。令和6年度以降、速やかにその方向に持っていくということに関して、当町におきましても、それを全面的に反対ということでは当然ございませんけれども、やはり、それぞれの市町、ご事情はおありの中かとは思いますけれども、当町におきましては、やはり段階を踏んで慎重に進めていくものであるべきだと思っております。この状況につきまして、事務方で議論の進捗等がもしありましたら、その辺り質問をさせていただきたいと思います。

◇橋川理事長 進捗等について、聞いておることがあればお答え願います。

◇岡田次長 ご質問、ありがとうございます。

こちらにつきましては、事業の報告の中にも記載しておりますとおり、調査をいたしまして、その結果を各市町担当の方々と共有をしておるという状況でございまして、特段、調査以降の進捗というのはございません。

以上でございます。

◇橋川理事長 よろしいですか。

◇堀江日野町長 はい、ありがとうございます。

◇橋川理事長 これは十分、県と各市町で論議をして、整理をしていかなければならぬと思っております。

◇堀江日野町長 はい。十分慎重にお願いします。

◇橋川理事長 ほかにはございませんか。

[「なし」の声あり]

◇橋川理事長 ないようでございますので、採決に入らさせていただきます。

議案第13号から議案第22号までを原案のとおり議決することについてご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇橋川理事長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第13号から議案第22号までは、原案のとおり議決いたしました。

続いて、議案第23号、令和3年度一般会計歳入歳出第一回補正予算についてから、議案第29号、令和3年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出第一回補正予算についての7議案につきましては、いずれも関連いたしますので、一括審議いたしたいと思います。

順次、事務局の説明を求めます。

◇林課長 それでは、令和3年度の補正について、議案第23号から第29号についてご説明を申し上げます。資料につきましては、資料ナンバー3-1でございます。こちらで概要を記載しておりますので、こちらのほうでご説明をさせていただきます。

それでは、まず上段の枠囲いに補正の主な項目を掲載しております。5点ございます。

まず、一番上からですが、令和2年度の決算に伴う繰越金に関する補正でございます。決算で繰越金が確定いたしましたので、収入の繰越金を補正し、さらに支出については予備費を補正するものでございます。また、一般会計、国保、介護、特定健診、それぞれの会計については、当初予算におきまして収支均衡を図るため、一般会計の積立金、繰越金を財源としておりましたが、決算で確定いたしました繰越金を充当させ、積立金、繰越金との財源更正を行うものでございます。

2つ目の丸でございますが、特定健診受診勧奨事業に関する補正でございます。こちら

は令和2年度から実施をした事業でございますが、国民健康保険保険者努力支援交付金交付要領の改正により、当事業の費用について、連合会を経由せず市町から直接事業者に執行されることとなったため、歳入歳出同額を減額で補正するものでございます。

それから3つ目でございます。公費負担番号28、感染症、新型コロナウイルス関係の増加に伴う補正でございます。新型コロナウイルスに係るPCR検査や抗原検査の増加に伴い、保険医療機関からの公費請求が増加しており、そのための公費会計の補正をお願いするものでございます。

そして4つ目が、風しん対策事業に係るクーポン券再発行に関する補正でございます。国保業務勘定に対する補正ということで、風しん事業の最終年度としてクーポン券の再発行を行う市町に対応する補正でございます。

それから5つ目が、国庫補助金の返還に関する補正でございます。こちらは、内容が2つございまして、1点が補助金の返還ということで、後期高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の返還に係る補正でございます。もう一点が、審査支払関係業務費補助金の返還の補正ということで、昨年6月に実施いたしました新型コロナウイルス感染症の概算前払いでの1次借入れを行った利子相当分の余りを国へ返還するための補正でございます。

続きまして、各議案の主なところをかいつまんでご説明させていただきます。

まず、議案第23号でございます。一般会計歳入歳出第一回補正予算でございますが、補正額では総額で8,397億8,000円の減ということでございます。補正内容といたしましては、一般会計繰入金から令和2年度決算に伴う繰越金への財源更正と保険者努力支援交付金交付要領の改正に伴うものでございます。

それから、議案第24号、診療報酬審査支払特別会計歳入歳出第三回補正予算の業務勘定、補正額250万8,000円の増でございます。こちらは、風しん対策事業におけるクーポン券再発行を行う市町に対する補正ということでございます。

また、2ページでございますが、同会計の国保支払勘定、補正額30万5,000円増として、繰越金の補正、新型コロナウイルス感染症の概算前払いの利子の返還に関する科目新設及び補正でございます。また、この新型コロナウイルス感染症の概算前払いの利子分の返還については、議案第28号、後期高齢者医療診療報酬支払勘定にも同様の補正を行っているものでございます。また、同会計の公費負担医療に関する診療報酬支払勘定は、補正額1億3,566万4,000円の増でございます。繰越金の補正と令和2年度高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の返還に関する補正、さらには感染症の増加に伴う

補正でございます。この感染症に係る補正は、議案第28号の後期の公費負担医療に関する診療報酬支払勘定にも同様の補正を行っているところでございます。

その他の会計については、繰越金の補正ということになってございますので、説明については割愛をさせていただきます。

また、資料の3-2をつけておりますが、総括表として今申し上げた補正の詳細を記載しておりますので、後ほどご参照いただければと存じます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

◇橋川理事長 それでは、各会計補正予算について、ご質問、ご意見はございませんか。

[「なし」の声あり]

◇橋川理事長 ないようですので、採決に入ります。

議案第23号から議案第29号まで、原案のとおり議決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇橋川理事長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第23号から議案第29号までは、原案のとおり議決いたしました。

続いて、議案第30号、役員改選についてであります。人事案件でございますので、後ほどご審議いただきたいと思います。

先に報告事項に入ります。

報告第2号、専決処分報告及び報告第3号、財産目録について、順次、事務局の説明を求めます。

◇林課長 それでは、専決処分報告でございます。総会議案のほうでございますが、こちらの256ページでございます。水色の合紙の次のページに専決処分報告を掲載してございます。全部で8件ございます。このページをもちまして概要を説明させていただきます。

まず、1番目でございます。こちらにつきましては、事務局規則の一部を改正したものでございまして、令和3年度からの新たな業務の追加や担当部署を改正したものでございます。

それから2番目でございますが、新型コロナウイルス緊急包括支援事業に係る事業費の補正でございます。

それから3番目ですが、中央会負担金に係る補正でございます。

それから 4 番目でございますが、介護給付費増加分に対する補正でございます。

それから 5 番目でございます。こちらは、本来、積み立てられていなかった財政調整基金積立資産について、課税の対応も含めた補正を行ったものでございます。

それから 6 番目は、新型コロナワクチン接種事業に係る事務費及び抗体検査費用の補正でございます。

それから 7 番目ですが、審査支払規則についての改正を行ったものでございます。

それから 8 番目については、新型コロナワクチンクーポン券作成に係る補正となってございます。

次に、報告第 3 号でございますが、この総会議案の最後、290 ページ、291 ページに財産目録として掲載をしております。こちらをもちまして財産報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひをいたします。

◇橋川理事長 報告事項について、ご質問、ご意見はございませんか。

[「なし」の声あり]

◇橋川理事長 ないようですので、以上で報告事項を終わります。

それでは、次に説明事項が 2 点ありますので、順次、事務局の説明を求めます。

◇竹若局長 それでは、国保総合システムの次期更改に係る国庫補助獲得のための要請行動と、第 3 期中期経営計画についてご説明をさせていただきます。

まず、国庫補助獲得のための要請行動でございます。資料のほうが、4-1 から 4-5 までの資料になってございます。そして、この機器更改に係る部分につきましては、今年の春の予算理事会、予算総会におきまして説明もさせていただいております。それは資料 4-2 のほうで説明をさせていただいたので、今回は資料 4-1 の 1 枚物で、要点を絞った資料を作っておりますので、そちらのほうで説明をさせていただきますので、ご容赦のほどよろしくお願ひ申し上げます。

まず、若干の経過でございます。実は、政府の規制改革会議の中で、審査支払業務の改革が今進められているというところでございます。審査支払機関は、私ども国保の審査をいたします国保連合会と、社会保険の審査をされています支払基金と 2 つの団体があるわけでございますけれども、その各々が個別のシステムを使って審査をしているわけでございまして、今後そのシステムを共同利用できないかということが求められているということでございます。

しかしながら、私ども連合会は、審査支払機関という一面と、それと保険者の共同団体

というような一面がございまして、それを統合した国保総合システムによりまして、審査支払と保険者さんの共同処理、いわゆる資格確認や、あるいは高額療養費の計算事務等も行っているということでございます。併せて、介護保険や障害者総合支援、あるいは特定健診、後期高齢者医療とも連動させながら仕事をさせていただいているというところで、非常に影響が大きいものになってくるという問題があるわけでございます。

そういう中で、一昨年の規制改革実施計画の中で、支払基金と整合的、効果的な運用の実現、いわゆる共同利用、共同開発をしていくように求められたということでございます。

そういう中で②でございますけれども、厚生労働省で検討会が設けられまして、この3月に、資料4-3でつけさせていただいておりますけれども、「審査支払機能に関する改革工程表」が公表されたところでございます。

その工程表はいかがなものかということになりますと、③でございますけれども、1つのポツにございますように、現在、47都道府県それぞれでシステムを持って処理をしているわけですけれども、その国保総合システム全体を一拠点化してクラウド化する。これは令和6年度の機器更改を目指してそういうふうに求められているということ。併せて、医療機関から請求がございます請求データを受け付ける部分のシステムについては、支払基金さんの新しいシステムを共同利用していくことということでございます。そして最終的には、米印の審査支払機能でございますけれども、共同利用を目指して、支払基金さんと令和8年に向けて共同開発を進めていくことという工程でございます。

これらを実現するためには、1つのポツにございますように、支払基金さんの新システムを取り込むための共同利用開発経費がかかり増しになるということあります。当初予定しておりましたシステム更改内容を大幅に変更、見直しをしていかなければならないという状況になりますので、減価償却という形で準備している積立金を超過するため、手数料の改定が必要になります。これは全国の連合会共通の課題として、今、検討しているというところでございます。

いっつき、そのように経費がかさむわけでございますが、2つ目のポツになりますけれども、中長期的な視点で見ますと、関連経費、いわゆる開発経費や運用経費の遞減が図られます。その分、国保連合会としては、市町の保健事業の充実や保険者業務の拡充に取り組んでいくということでございます。

そして、⑤のほうがお願いでございますけれども、保険者さんの厳しい財政事情に鑑み

て、しっかりと国庫補助獲得に向けて最大限努力いたしますとともに、厚生労働省で取りまとめられた工程に基づくシステム更改に積極的に取り組んでいくということでございます。

只今説明をさせていただきましたように、システム開発にあたって共同利用開発経費がかかり増しいたしますので、現在保有しております積立金では不足します。したがいまして、令和4年度以降の手数料の引上げをお願いしたいと存じます。

併せて、令和8年に向けて、その将来的な共同利用機能の拡大等に伴います共同開発の備えとして、ＩＣＴの積立資産を少しずつ積み立てていきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

そして、その財源確保のために、その裏面でございますけれども、要請行動というところでございます。国保連合会、国保中央会が一体となって、地方6団体に対して国庫補助獲得のための要請行動を行うということで、①になりますが、予算概算要求に向けた要請行動として、本県につきましては5月10日から14日にかけて、地方6団体に対して要請行動を行わせていただきました。その結果、米印のところでございます、全国知事会、全国市長会、全国町村会、それと各々の議長会から予算の要望を上げていただくというようなことでございます。こちらのほうは、資料4-4に掲載させていただいておりますので、ご参照ください。

そして、箱枠の中でございます。6月29日、国保中央会で定期総会が開催されました。その中で、「国庫補助獲得のための決議」が採択され、各連合会において、その決議をもって地元選出国会議員に対する陳情の要請があったわけでございます。その旨を7月13日開催の理事会において説明させていただきますとともに、県内の各議員事務所様のほうに要請を行ったところでございます。その決議のほうが、資料4-5、1枚物でございますけれども、そちらの一番下に書かれておりますように、保険者や被保険者の負担が生じないよう、国の責任において必要な財政措置を講ずるよう強く要望するというようなことでございまして、裏面には中央会の役員さん、そして47都道府県の理事長さんの連名の決議をつけた陳情を行ってきたところでございますので、どうぞご理解のほどよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

◇岡田次長 続きまして、説明事項の2つ目でございます。通常総会資料の右肩、資料ナンバー5をご覧いただきたいと存じます。滋賀県国民健康保険団体連合会の第3期中期経

営計画の進捗状況概要でございます。

こちらにつきましては、まず大きい1番でございますけれども、計画の策定の趣旨でございます。第2期の中期経営計画の進捗状況を評価いたしまして、目まぐるしく変化をいたします情勢に的確に対応するため、基本計画を3年に改めまして、職員が目的意識を持って一丸となって取り組むため、第3期の計画を策定したというところでございます。

計画期間につきましては、令和2年度から4年度までの3年間とさせていただいておりまして、必要に応じて隨時見直しをするわけでございますけれども、(3)におきまして、計画を着実に推進するため、職員で構成をいたします推進会議において、毎年度点検をして、必要に応じて見直しを行っているところでございます。

大きい2番が裏面でございます。少し読み上げさせていただきます。国保連合会は、「審査支払業務の専門集団」・「地方自治体が行う医療・保健・介護・福祉業務を支援する専門集団」であるとともに、経営の効率化・安定化に努め、保険者・広域連合からより一層信頼される組織となることを目指すことを理念といたしております。

3. の基本方針でございますけれども、(1) 審査の質の向上、2ページをおめくりいただきまして、一番上に(2)の共同事業、そしてもう一ページおめくりをいただきまして、(3)の保健事業、(4)の組織体制の整備及び財政の確立、(5)の安全管理体制の確立といった章立てで構成をさせていただいております。各々の進捗の評価につきましては、おおむね目標どおり進捗をしているという評価をさせていただいております。詳細につきましては、令和2年度の報告とも重複いたしますので、説明については割愛をさせていただきます。

以上でございます。

◇橋川理事長 説明事項について、ご質問、ご意見はございませんか。

はい、どうぞ。

◇小西近江八幡市長 近江八幡市でございます。

一般論なんんですけど、国保総合システムの次期更改に係る云々んですけど、一般常識として統合していくというのは分かるんですが、統合して費用が増えるというのは一体どういうことかと。大体、安くなるからやるという話で、一時的にそれが増えるにしても、基本的にはそれは借入金か何かで賄って、それを将来、低減した費用で埋めていってお釣りが来ますよ、というのが普通だと思うんですけど、この説明だったら、単純に何か増えて、手数料を引上げして、何かよう分からんのですよ。これならやらんほうが、こんな説明や

ったらやらんほうがましという話になる。全体が効率化して、コストが下がるからやるという話であって、よう分からんのですけど。

以上です。

◇橋川理事長 事務局。

◇竹若局長 資料4-2の4ページの国保総合システムの概要のところにありますように、基本的に今使っている国保総合システムというのは、レセプト電算処理システム、画面審査システム、国保請求支払システムという部分が審査支払系システムになっております。私どもは、その右下のほうに下りております保険者共同処理系のシステムと連動させて、今、処理をやっているというようなところがございます。

ですので、単に今、対象になっております審査支払系システムを更改いたします経費は保有しているわけでございますけれども、保険者サービス系にもいろいろと影響が出てくるという課題が1つあるのと、あとは基本的に支払基金さんのシステムを取り込んでいくという作業が新たに起こってまいりますので、その部分が、今、かかり増しが発生すると言われているということでございます。

そして、その経費の遞減の部分については、資料4-2の12ページにございますけれども、2024年、令和6年の部分の初期経費ですね、その開発保守費用の部分については、ピンクの部分で経費がかかってきて、そしてその後、徐々に緑の遞減の部分が大きくなっていくということでございまして、その初めにかかる部分の経費がかかり増しで一旦増えますので、その部分で何とか国庫補助を取ったり、あるいは手数料でその経費を頂いたりしながら経費を捻出して、今後の経費の遞減に努めていくということでございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

◇小西近江八幡市長 説明は分かるんですけど、手数料ということは、一旦、我々の負担が増えるという理解になるんですけど。それは将来的なものであれば、普通であれば借入金にして手数料を増やすさずに、とりあえず国民の負担、市民の負担は増やすさずに回していくと。で、将来の遞減した分をそこに埋めていくという考え方で、何でそこで手数料を上げないといけないのかというのが全然理解できないところです。

◇橋川理事長 はい、どうぞ。

◇竹若局長 すみません。単純に今まで想定していた機器更改に係る部分については、現在、減価償却という形で積立てをさせていただいていることで賄えるんですけども、支払基金さんのシステムを取り込むということの中で、一旦その部分がかかり増しになります

すので、そのときのご負担をお願いしたいということでございます。

◇小西近江八幡市長 言っているように、一旦増えるものはどこかで借入金して増やさず
に、将来遅延したもので埋めていけばいいじゃないですか、ということを申し上げている
んで、なぜ一時的に増やさなきやいけないのかが理解できないです。

僕、おかしなこと言っていますかね。普通、やっぱり将来に投資したら、一般だったら、研究開発費か何か積んで減価償却で落としていくのが普通で、なぜそれがここででき
ないのか。何か法律の定めがあるのかどうか分かりませんけど、一旦、何しろ市民の負担
が増えるわけじゃないですか、その説明だと。じゃあ、何のためにしてるんですかと。そ
のシステムを統合しますから負担増やしますよという話が、今の世の中通じると私は到底
思えない。

◇竹若局長 将来に向けて、その分の遅延が図れるようにしていくためのものでございま
して、今の審査がコンピューターチェックというような形でさせていただいているんです
けれども、その部分の精度を上げながら、少しずつそれにかかるコストを引き下げていく
というような形で進めていくということでございます。ですので、一旦上がる部分につい
ては、本来ですと、先ほど説明のときにも申し上げましたＩＣＴ積立金をその備えとして
積み立てておけばよかったんですけども、その積立が各連合会いろいろなんですね
けれども、積み立てられていませんので、令和4年度以降、手数料の引上げを検討させていただ
く中で何とか対応したいと思っております。

◇小西近江八幡市長 よろしいですか。

◇橋川理事長 どうぞ。

◇小西近江八幡市長 繰り返し言うように、なぜ手数料で、借入金でないんですかと。将
来的に減るのが分かっていれば借入金でいいじゃないですか。何で手数料を上げないとい
けないのですかということを言っている。全然答えになっていない。同じことをぐるぐる
ぐるぐる言っていて、私の言っていることに対して答えになっていない。法律的にそうい
うことができなかつたらできないんで、手数料を上げるしかないですね。じゃあ、いつ下
げるんですかと。一旦上げるんですか、何年間上げて、じゃあいつ下げるんですかとお約
束しない限り、我々は市民にとても説明できない。システムが変わりますからお金上がり
ますよって、説明不可能です。おかしいです、発想自体が。もう何か、役所的というか、
おかしいですよ、正直言って。全然納得できない。

◇橋川理事長 この件に関して、ほかの方で何かご意見ございますか。

各市というか、うちの市もそうですけれども、システムを更改するときは十分にコスト意識を持って判断をするんですけれども、その初期費用がかかるって、トータルコストで安くなるんだというようなところをしっかりと押さえて、それに着手する、あるいは予算化をするというのは非常に大事なご指摘だと思います。

それで、初期費用がかかる分を借金でするのか、税収から充てるのかというんですけれども、普通は一般財源というか、そこから充てているのが各市町普通ではないかなとは思うんですけども、小西市長さんが言われたことも1つの観点でございますので、手数料を引き上げるということを皆さんで審議してもらうのはいつになるんですかね。そうなった場合は。

◇竹若局長 令和4年度の予算の概算の規模を示させていただくのが10月の下旬でございますので、それまでには精査をさせていただきたいと存じます。

◇橋川理事長 経費の精査もそうですし、今、小西市長さん言われたことへのお答えも、そのときにしっかりとさせていただくということで事務局にお願いをしておきます。それでよろしいですか。

◇小西近江八幡市長 結構です。

◇橋川理事長 ほかにはございませんか。

[「なし」の声あり]

◇橋川理事長 ないようありますので、以上で説明事項を終わります。

なお、ちょっと付け加えさせていただきますと、このシステム更改、多額の費用がかかるということで、国のほうからの要請もあってこういう形で支払基金と一緒にになってやつていこうという話でもありますから、何としても国の補助をしっかりと取り込む必要がある。先ほど事務局の説明にもありましたように、要請活動は行っているんですけども、幸いにしてといいますか、小鎧議員が厚労大臣政務官、それから大岡議員が厚労部会の会長代理でもありますので、特にそのお二方は直接機会を捉まえて、私から直接にでもお願ひをしていきたいなと考えているところでございます。

それでは、最後になりましたが、議案第30号、役員改選について事務局の説明を求めます。

◇竹若局長 議案書の255ページ、合紙の前のページになりますけれども、そちらのほうをご覧いただきたいと存じます。

議案第30号の本会役員の改選でございます。現在の役員さんの任期が7月31日をも

って満了いたしましたので、国民健康保険法第23条及び連合会規約第19条、20条、24条の定めに従いまして、総会において選出いただくものでございます。本会の規約による定数を申し上げますと、理事さんにつきましては15人以内、監事さんにつきましてはお二人でございます。市にあっては7人の理事、町にあってはお二人の理事、そして市と町からお一人ずつの監事を、また県と医師国保からお一人ずつ理事をご推薦いただくこととして、過日、市長会、町村会、県、医師国保組合さんから役員候補として推薦をいただきました。その方々と、識見を有する理事お一人を常務理事としてお諮りいたします。

新役員決定後、直ちに理事会を開催いたしまして、理事長お一人、副理事長お二人、常務理事お一人を選出いただくという段取りで考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

◇橋川理事長 只今、事務局より役員の改選について説明がありました。その説明のあった形で役員の選出を行うことについて、ご質問、ご意見ございませんね。

[「はい」の声あり]

◇橋川理事長 異議なしということで、全員賛成と認め、役員改選については、只今、事務局から説明のあった形で行わせていただきます。

それでは、役員候補者名簿を配付させていただきます。

[役員候補者名簿を配付]

◇竹若局長 よろしいですか。

では、役員候補者の方々を発表させていただきます。

まず、理事さんでございます。滋賀県知事、三日月大造様。大津市長、佐藤健司様。東近江市長、小椋正清様。草津市長、橋川 渉様。守山市長、宮本和宏様。栗東市長、野村昌弘様。高島市長、福井正明様。米原市長、平尾道雄様。豊郷町長、伊藤定勉様。甲良町長、野瀬喜久男様。医師国保組合理事長、越智眞一様。学識経験者、桂田俊夫様。

監事さんでございます。甲賀市長、岩永裕貴様。竜王町長、西田秀治様。

以上でございます。

◇橋川理事長 只今、事務局が発表しました役員候補者のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇橋川理事長 ありがとうございます。

全員賛成と認め、議案第30号、役員改選については、只今、発表のありましたとおり

決定いたしました。

以上をもちまして、本日の総会の議事は全て終了いたしますが、理事長、副理事長、常務理事につきましては、理事会において互選することになっておりますので、直ちに理事会を開催いたします。

◇竹若局長 ありがとうございます。

只今、選出をされました新理事の方々は、隣、正面向かって左手になりますけれども、小会議室にお集まりのほう、よろしくお願ひ申し上げます。

選出が終わりますまで、会員の皆様方にはしばらくお待ちいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

[第3回理事会 開催中]

◇竹若局長 大変お待たせいたしました。

只今の理事会において、理事長、副理事長、常務理事の互選をさせていただきましたので報告をさせていただきます。

それでは、発表させていただきます。

理事長。草津市長、橋川 渉様。副理事長。甲良町長、野瀬喜久男様。なお、野瀬副理事長につきましては、理事長の指名により、理事長職務代理者をお務めいただきます。

続きまして、副理事長、桂田俊夫様。なお、常務理事につきましては、桂田副理事長に兼務いただきます。また、参与につきましては、ご覧のとおり選任させていただきましたので、ご報告させていただきます。

それでは、新役員を代表して、橋川理事長からご挨拶のほう、よろしくお願ひ申し上げます。

◇橋川理事長 只今、理事会におきまして、理事長の互選をいただきました。2年間の任期でございますけれども、新役員共々、しっかりと国保連合会の運営、頑張ってまいりますので、どうぞ会員の皆様方のご指導、またご協力を賜りますようお願い申し上げ、簡単でございますが、就任に当たりましての挨拶に代えさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひします。

○閉 会

◇竹若局長 ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、通常総会を閉会とさせていただきます。どうも長時間にわたりましてありがとうございました。



午後3時8分閉会

上記会議の顛末を記載して間違いないことを認めるためここに署名いたします。

令和3年 9月 30日

議長

草津市長

橋川涉

議事録署名者

長浜市長

藤井勇治

野洲市長

柏木進